



一般社団法人 正しい医療知識を広める会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人正しい医療知識を広める会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、誤った医療知識による病状の悪化を未然に防ぐために、正しい医療知識をインターネット上の情報サイトを用いて発信し、世の中に広める活動を行うことで国民保健及び公衆衛生の向上発展に寄与する事を目的とする

- (1) 正しい医療知識を広めるためのインターネット情報サイトの提供
- (2) 医療従事者の支援
- (3) 前各号に附帯する一切の業務

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 法人成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(社員の資格の得喪)

第6条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社・除名)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申し出は、1か月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2 社員の除名については、当法人の社員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎年9月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第15条 当法人に理事を1名以上置き、代表理事を1名以上置くものとする。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第23条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第24条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 関 秀行

設立時理事 鎌田 修平

(設立時社員の氏名)

第25条 設立時社員の氏名は、次のとおりである。

氏名 関 秀行

氏名 鎌田 修平

(法令の準拠)

第26条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人正しい医療知識を広める会設立のため設立時社員関秀行、鎌田修平を代理して、司法書士高橋徹が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年12月20日

設立時社員 関 秀行

設立時社員 鎌田 修平

上記定款作成代理人 司法書士 高橋 徹